

(設 置)

第 1 条 皇學館大学（以下「本学」という。）に、地（知）の拠点整備事業（以下「COC 事業」という。）を実施するため、皇學館大学 COC 実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 実施本部は、COC 事業を実施するために必要な事項を審議し、その運営にあたることを目的とする。

(任 務)

第 3 条 実施本部は、次の各号に掲げる事項を審議し、連絡・調整を行う。

- (1) COC 事業の基本方針策定に関すること。
- (2) COC 事業の予算及び決算に関すること。
- (3) COC 事業の企画、推進、自己点検・評価、外部評価に関する次に掲げる事項。
  - イ.《「伊勢志摩定住自立圏共生学」運営会議》の実施運営
  - ロ.自治体・産業界等との本事業に関する計画の調整・実施
  - ハ.本事業の自己点検・評価委員会の実施
  - ニ.本事業の外部評価委員会の実施及び事業報告書の作成
- (4) その他 COC 事業に関し学長が必要と認めたこと。

(組 織)

第 4 条 実施本部は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
  - (2) 教育開発センター長
  - (3) 学生部長（兼「地域連携推進委員会」委員長）
  - (4) 研究開発推進センター長
  - (5) 事務局長
  - (6) 企画部長
  - (7) 企画部地域連携推進担当課長
  - (8) 学生支援部長
  - (9) 学生支援部教務担当課長
  - (10) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第 10 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 実施本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は学長を、副本部長は教育開発センター長をもってこれに充てる。

(会 議)

第 5 条 実施本部の会議は、本部長が招集し、議長は本部長をもってこれに充てる。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 実施本部は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 本部長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 皇學館大学 COC 実施本部規程

(専門委員会)

第6条 実施本部は、特別の事項を調査・検討するため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、実施本部において定める。

(庶務)

第7条 実施本部の庶務は、企画部地域連携推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、実施本部が行う。

附 則

この規程は、平成26年6月1日より施行する。